

随意契約に係る物品又は役務の提供の名称及び数量	契約に関する問い合わせ先	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由
環境維持管理 支援業務委託	事務部 環境技術課	平成23年2月28日	株式会社 クロスサービ ス(北見市)	9,975,000	専門的知識及び特殊性から当院の実情を知った業者にしか依頼できないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
専用水道等 水質検査試験業務	事務部 環境技術課	平成23年2月28日	日本衛生 株式会社 (札幌市)	2,100,000	契約業者は従前より当業務を委託し特段問題もなく、緊急や臨時の対応も良いことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
栄養課食品倉庫 かたづけ業務委託	事務部 施設課	平成23年3月28日	株式会社 シーエス・エ ス(北見市)	1,638,000	分割発注していた契約を一社で契約することで費用の低減が図れることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
消防設備保守契約	事務部 環境技術課	平成23年3月31日	有限会社ドラ イケミカル北 見(北見市)	1,464,750	メーカー代理店であり、他業者の介入はPL法に該当することから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
昇降機設備保守契 約	事務部 環境技術課	平成23年3月31日	株式会社日立 ビルシステム (札幌市)	9,651,600	メーカーとして、他業者の介入はPL法に該当することから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
画像システム ストレージ保守契約	物品管理部	平成23年3月31日	富士通 株式会社 (札幌)	月額120,750	本システムの保守業務は器機を納品した左記業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
スキャナー入力及び 電子認証システム 保守契約	物品管理部	平成23年3月31日	日本電気 株式会社オ ホーツク支店 (北見)	月額207,375	本システムの保守業務は器機を納品した左記業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
総合管理業務 請負契約	事務部 施設課	平成23年4月1日	東京美装興業 株式会社北見 支店(北見市)	107,074,800	契約業者は従前より当業務を委託し、院内の事情に精通し、当該業務に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)

随意契約に係る物品又は役務の提供の名称及び数量	契約に関する問い合わせ先	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由
フローティングベッド 修理	物品管理部	平成23年4月4日	株式会社 ムトウ (北見)	1,575,000	常時稼働している装置で、急を要する修理が必要であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字会計規則第36条第3項)
分娩監視装置	物品管理部	平成23年4月8日	株式会社竹山 (北見市)	1,110,900	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)
エネルギー 効率化支援業務	事務部 環境技術課	平成23年4月19日	ジョンソン コントロールズ株 式会社 (札幌市)	1,386,000	専門的知識及び当院の実情を知った業者にしか依頼できないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
北館3階病棟 1.2号室、ディル ーム改修工事	事務部 施設課	平成23年10月17日	株式会社 天内工務店 (北見市)	2,121,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)
西館1階サーバー 室電源改修工事	事務部 環境技術課	平成23年12月7日	エスケー電気 株式会社 (北見市)	1,732,500	予定価格が250万円をこえない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)
放射線治療計画 装置ハードウェア 交換	物品管理部	平成24年1月4日	株式会社常光 (北見市)	3,150,000	常時稼働している装置で、急を要する修理が必要であるため、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
フローティングベ ッド修理	物品管理部	平成24年1月24日	株式会社 ムトウ (北見)	1,575,000	常時稼働している装置で、急を要する修理が必要であるため、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
X線一般撮影装 置修理	物品管理部	平成24年2月10日	東芝メディカ ルシステムズ 株式会社 (北見市)	1,648,500	本装置の修理は器機を納品した左記業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため(日本赤十字会計規則第36条第3項)

随意契約に係る物品又は役務の提供の名称及び数量	契約に関する問い合わせ先	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由
コードレスドライバー3システム	物品管理部	平成24年3月8日	株式会社ムトウ(北見)	1,837,500	救急外来の機器であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字会計規則第36条第3項)
コードレスドライバー3システム	物品管理部	平成24年3月9日	株式会社ムトウ(北見)	1,417,500	救急外来の機器であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当し、(日本赤十字会計規則第36条第3項)予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)
簡易型心電図モニターモジュール	物品管理部	平成24年3月14日	株式会社ムトウ(北見)	1,260,000	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)